

令和7年度 介護保険集団指導

業務継続計画と 衛生管理について

業務継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）とは

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、令和6年4月1日より全ての介護サービス事業者で、

①業務継続計画(BCP)の策定

②研修及び訓練の定期実施

が義務付け。業務継続計画が未策定の場合は
「業務継続計画未策定減算」（令和7年3月31
日経過措置終了）

計画策定について

策定する計画は2種類あります。



感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携等

非常災害対策と業務継続計画の違い

	非常災害対策 (防災計画)	業務継続計画 (BCP)
内容	災害直後における利用者等の安全確保と物的被害の軽減を図るための計画	業務の優先順位を決めるなど 重要業務の継続、早期復旧を目的 とし、平常時の対応や緊急時の事業継続の方法を取り決めておく計画
重視する点	利用者の安全確保(避難訓練など)	安全を確保したうえで、どのようにサービスを継続、復旧するか＝利用者への支援が途切れないようにすることがポイント。 例)代替手段の検討など

研修及び訓練の定期実施

	業務継続計画 (BCP)	感染症対策 (予防及び蔓延防止のための措置)
計画または指針	①感染症にかかる計画の策定 ②災害時に係る計画の策定	感染症対策指針の整備
委員会	—	感染対策委員会の開催頻度は、 居宅サービス 6か月に1回以上 入所サービス 3か月に1回以上
研修	居宅サービス 年1回以上 施設サービス年2回以上 + 新規採用時 ※BCPは「感染」と「災害時」の両方について実施する必要があります。 「BCP感染」は感染症対策と「BCP災害」は、非常対策と一体的に実施することも可能です。	
訓練	居宅サービス 年1回以上 施設サービス年2回以上 ※内容については、研修と同じです。	

※研修、訓練を実施した際は、記録を残しておいてください。

定期的な見直し

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をします。

計画を立てて終わりではなく、計画、実行、評価、改善のサイクルを回していくことが大切です。



衛生管理について

全てのサービスで感染対策の取り組みが義務化されました

- ▶ 令和3年度介護報酬改定から、全サービスに感染症の発生及びまん延等に関する取組が義務化されました。
- ▶ 3年間の経過措置が設けられましたが、令和6年4月から、運営指導において取り組み状況が確認されるようになり、未実施の場合は、運営基準違反の指導を受けることがあります。

取り組み①

感染対策委員会の開催

- ・ 感染対策委員会は、居宅サービスは6か月に1回、施設サービスは3月に1回以上の定期的開催し、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図る必要がある。

- ・ 構成メンバーは幅広い職種（施設長、医師、看護師、介護士、生活相談員、栄養士など）で構成する。

- ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、感染対策を担当する者を決めておくこと。

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する。

⇒委員会を実施した記録を残しておくこと。

取り組むこと②

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

- ▶ 指針には、平常時の対策と発生時の対応を規定します。

	平時の対策	発生時の対応
指針に定める事項	・事業所内の衛生管理(環境の整備、排せつ物の処理など) ・日常のケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策など)	・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・事業所内の連絡体制 ・医療機関や保健所、市町村の担当課など、関係機関との連携。

取り組むこと③

感染対策の研修と訓練の実施

	研修	訓練
内容	感染対策の基礎的な内容等の知識、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う	感染症発生時において迅速に行動できるように、発生時の対応を定めた指針と研修内容に基づいて、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を行う。 ※机上・実地 どちらでも可
頻度	居宅サービスは年1回、施設サービスは年2回以上 ※新規採用時は、必ず研修を実施する。	居宅サービスは年1回、施設サービスは年2回以上

口腔衛生の管理 施設サービスのみ

令和6年から、施設サービスにおいて、 口腔衛生の管理が義務化されました。

- ①歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する**口腔衛生の管理にかかる助言指導を年2回行うこと。**
- ②施設の従業者又は歯科医師等が**入所者ごとに入所時と、月1回の口腔の健康状態の評価を実施すること。**
- ③口腔衛生の管理体制にかかる**計画を作成すること**
⇒施設サービス計画の中に記載するのも可。
計画に入れる項目：助言を行った歯科医師、医師からの助言の要点、具体的方策、実施目標、留意事項

ご視聴ありがとうございました。